

大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市（企業局を含む。）が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託において、適正な入札の執行を阻害するおそれのある資本関係、人的関係又はその他の関係（以下「系列関係」という。）にある複数の者の同一入札への参加を制限する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 資本関係 次のいずれかに該当する2者以上の関係

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係 次のいずれかに該当する2者以上の関係。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずるもの

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）

を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (3) その他の関係 組合とその構成員との関係その他前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(公告等への記載)

第3条 系列関係に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を次に掲げる文書に記載し、明示するものとする。

(1) 一般競争入札にあつては、当該入札に係る公告

(2) 指名競争入札にあつては、当該入札に係る指名通知書

(入札制限に該当した場合の取扱い)

第4条 系列関係に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第8条第10号の規定に基づき、無効として取扱うものとする。ただし、入札執行の完了に至るまでに系列関係に該当することが判明し、当該関係に該当する1者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、当該残る1者の入札は無効とはならないものとする。

2 入札参加者が系列関係制限に該当する場合において、参加制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることにについては、談合等不正な行為とは解さない。

3 前条に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者又はその入札に参加した系列関係制限に該当する者については、契約の解除、指名停止等の対象とすることがある。

(系列関係に関する届出)

第5条 本市の工事等競争入札参加資格者名簿に登載された系列関係の参加制限に該当する者は、その旨を競争入札参加者資格申請の際に、電子申請又は様式第1号により企画総務部契約検査室に提出するものとする。

2 前項の届出に変更（新規該当、非該当又は届出内容の変更）が生じたときは、変更後速やかに様式第1号を提出するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、入札参加制限に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年8月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

実印

申請日現在において、当社と他の大牟田市建設工事等入札参加資格者と資本関係又は人的関係のある者は、下記のとおり相違ありません。

記

1 資本関係又は人的関係の有無 あり ・ なし（どちらかに○記）

2 資本関係のある他の入札参加資格者

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

商号又は名称	

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く）

商号又は名称	

3 人的関係のある他の入札参加資格者

① 役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

4 その他（1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

商号又は名称	所在地	関係

※1で「なし」に○記を記入した場合は、2から4の欄に記入する必要はありません。

※それぞれ記載欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してください。